解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町三三八河原町丸太町ビル三階

財団法人京都国際文化交流財団

代表清算人　金井　孟

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

沖縄県那覇市首里寒川町二丁目八番地

財団法人琉石醗酵飼料研究所

清算人　座安　正

配当公告

名古屋市北区御成通三丁目二〇番地三

破産者　株式会社小笠原

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第二四八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七六、四三九、九五一円

（内優先的債権額　金三七、三六〇円）

一、配当することのできる金額

金一八、六四五、七〇七円

（内優先的債権額　金三七、三六〇円）

平成二十六年一月二十一日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番一三号C

RD丸の内五階

破産管財人　弁護士　太田　真一

配当公告

香川県三豊市高瀬町上麻三七七五番地

破産者　麻罐詰株式会社

右の者に対する高松地方裁判所観音寺支部平成二十年（フ）第一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三六四、〇四九、六八七円

一、配当することのできる金額

金五四、七七五、七一〇円

平成二十六年一月二十一日

香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号キヘェビル二階　破産管財人　山崎壮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東小岩五丁目二八四九番地、最後の住所千葉県習志野市屋敷一丁目一番一号　マイホーム習志野

被相続人　亡　湯原登久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号

袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷　麻衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区京島三丁目四五番地、最後の住所東京都墨田区文花一丁目三二番一―六〇一号

被相続人　亡　柿沼　廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番七号昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区百人町一丁目四八番地、最後の住所東京都中野区本町四丁目四五番七号

被相続人　亡　宝山　幸美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中野一丁目五〇番地、最後の住所東京都中野区中野一丁目三五番三号

被相続人　亡　紅林美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区久世殿城町二七二番地、最後の住所長野県上田市芳田一七九六番地九紅葉

被相続人　亡　木村　利惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

事務所東京都千代田区麹町一丁目六番地二アーバンネット麹町ビル三階大原法律事務所　相続財産管理人　弁護士　塚越　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市根府川五九九番地、最後の住所横浜市戸塚区名瀬町七〇番地一七ネオコーポ戸塚三一七号

被相続人　亡　天野　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

横浜市都筑区茅ケ崎中央四四番五号カトレアビル九〇二　横浜北部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市吉田西太田一一四六番地一、最後の住所新潟県燕市吉田東栄町四五番三〇号

被相続人　亡　竹野　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区巻甲三七五四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田村　幸生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

新潟県新潟市西蒲区竹野町一四九〇番地

相続財産管理人　司法書士　浅野　南

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市弥源寺五六二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　椎名　栄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

富山県魚津市駅前新町一一番一七号大同林業駅前ビル二階二一号室

相続財産管理人　弁護士　小路　泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市柏原二一八五番地、最後の住所滋賀県長浜市内保町二三九五番地二

被相続人　亡　中野　憲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

滋賀県長浜市高田町九―一七第二〇森野ビル二〇一湖北法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湯坐麻里子